

## 自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町 千代田町 その②

### ～解同の糾弾闘争を「行き過ぎた活動」と否定する「意見具申」「部会報告」～

千代田町では平成 2 年 9 月から平成 9 年 8 月までの 7 年の間に町幹部が連続的に 4 人自殺し、24 人もの幹部職員が中途退職する異常なことが起こりました。平成 8 年 6 月には 2 人目の犠牲者となる厚生課長が自殺しますが、解同はこの厚生課長の自殺に解同千代田支部長が関与していたことを認めます。その少し前の昭和 62 年 2 月、千代田町では小学校の PTA が主宰した同和研修会に保護者として参加した K 氏の発言が差別発言だとして問題視し、K 氏が千代田派出所の所長であることから「県警幹部警察官差別事件」として以降糾弾闘争を続けます。前号(52 号)では 2 人目となる厚生課長の自殺の様子と、県警幹部警察官差別事件が起きるまでどんなことがおきていたのか、3つの視点のうち 2 点をみました。1 つ目は千代田町での解同と全解連との対立抗争についてと町がとった対応です。2 つ目は、解同が行う糾弾闘争に対して司法が下した判決です。解同の糾弾闘争、窓口一本化は違法であると次々と裁判で判決が下されました。糾弾闘争を部落解放運動の基本的闘争形態として組織強化、組織拡大を図ってきた解同の「糾弾」を司法が「暴力」と判じ、「糾弾権」も否定しました。今号では、3 つ目、解同の糾弾闘争を「行き過ぎた活動」と否定する「意見具申」「部会報告」を紹介します。同対協に引き続いて設置された地対協が、「意見具申」「部会報告」等で、解同が行う「確認・糾弾」が同和問題の解決を阻害している要因であると指摘します。いったいどのような指摘をしたのでしょうか。またこれに対して解同はどう闘争を展開したのでしょうか。

#### 1. 「確認・糾弾」は「同和問題解決の著しい阻害要因」と指摘する「意見具申」

県警幹部警察官差別事件と解同が呼ぶ事件が起きるまでにどのようなことが起きていたのでしょうか。3 つ目は、地対協・地対室が出した「意見具申」「部会報告書」、「啓発推進指針」に視点をあてて見ていきましょう。これらは「窓口一本化」のもとで不公正な同和行政が行われていること、民間運動団体の確認・糾弾が自由な意見交換を妨げていること、民間運動団体間の激しい対立抗争等が同和問題解決を阻害する「新たな課題」とであると指摘し、同対審答申の見直しにまで言及します。部落解放運動にとって「不都合な真実」を指摘するものが次々と出されていきます。

同和对策事業は同対審答申を受けて昭和 44 年、同特法(同和对策事業特別措置法)が 10 年の限時法として施行します。3 年の延長の後、これに引き続いて地対法(地域改善対策特別措置法)を制定施行します(5 年間の限時法)。3 度にわたる立法措置、18 年にわたる同和对策事業に国は約 2 兆 6000 億円の国費を投じ、地方公共団体も国費を上回る額を費やします。積極的な同和对策事業の推進によって、同和地区の実態は、生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られ、同和地区と一般地域との格差は相当程度是正されました。また心理的差別についても解消が進んできま

した。反面、同対審答申では触れられなかった先にあげたような「新たな課題」が生じます。

## 2. 「59年意見具申」 批判や自由な意見交換を妨げる「確認・糾弾」

総務庁付属の調査審議機関として地対協(地域改善対策協議会)が設置されます。地対法が昭和62年3月末に失効するまでに残り3年足らずとなり、今後同和問題の解決のために啓発活動の充実が重要であるとして、この地対協が協議を重ねて出したのが「59年意見具申」(今後における啓発活動のあり方について)です。この「59年意見具申」は同和問題が国民的課題として定着しない原因に、啓発の推進をするための前提となる条件が欠けていると指摘します。欠けていると問題視した事項は次のとおりです。

- ① 民間運動団体の行き過ぎた激しい確認・糾弾が批判や自由な意見交換を妨げ、潜在化の原因となっている。
- ② 行政の主体性の欠如から起因する不公正な行政運営、同和行政が国民の不信感や疑問を生じさせている。
- ③ 差別の概念や実態の認識に種々異なった民間運動団体の対立が国民を混乱させている。
- ④ 同和団体が行政に不当な圧力をかけ、その活動が同和問題の解決を阻害している。

「59年意見具申」は、児童・生徒に対する同和教育について、「同和教育と政治運動、社会運動とを明確に区別して推進することが教育の中立性の観点から肝要である」と同対審答申と同様に啓発において、教育に運動を持ち込むことを戒め、「教育の中立性」を守ることが最も重要であることも述べています。

## 3. 「部会報告」 行政の姿勢に問題があると指摘

続いて昭和61年8月、「部会報告」(基本問題検討部会報告書)が出されます。「部会報告」は、地対協の中に設けた「基本問題検討部会」が、同和問題の現状についての基本的な見解を同対審答申にまで遡って検討して明らかにしたものです。同和問題に関する意見の潜在化傾向や行政の主体性の欠如に起因する不適切な行政運営など同対審答申では触れられていない「新たな課題」が出てきたことを指摘し、今後の充実啓発活動を行うために解決しなければならない課題であると同時に「同和問題の根本的解決を考えていく上で基本的な課題である」として次の3点を示します。

- ① 同和問題について自由な意見交換のできる環境づくり
- ② 行政が確固たる主体性を確保してことに当たることと行政運営の適正化
- ③ えせ同和団体の横行を排除すること

①に関し、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因が民間運動団体の行き過ぎた言動にあるとはっきり述べています。

「民間運動団体の確認・糾弾という激しい行動形態が国民に同和問題はこわい問題、面倒な問題であるとの意識を植えつけ、同和問題に関する国民各層の意見の公表を抑制してしまっている」と指摘します。また団体の不当な圧力・行為についてはそれが受任範囲を超え、違法行為に当たると思われる場合には「警察の協力を求めることも必要」と、刑法上の処罰による処理を求める必要を述べて

います。

また「確認・糾弾」という行動形態や「運動団体間での激しい対立抗争が、国民の間に不安と反感を招来し、新たな差別意識を生む一因ともなる」と指摘しています。つまり解同の糾弾闘争や共産党との抗争が差別を生み出し、国民からの不信感、反感をよんでいるということです。

「部会報告」は、運動団体の「確認・糾弾」という行動形態自体に問題があると指摘すると同時に、「行政の姿勢こそが特に問題である」と行政の姿勢の問題を指摘しています。極めて重要な指摘です。同和施策に責任を負うのが行政だからです。運動団体の激しい対立が行政の現場に持ち込まれ、その対応に苦慮した行政が、事なかれ主義に陥り、運動団体との妥協の上に同和行政を進めるという傾向、行政職員が運動団体の威圧的な態度を恐れ、激しい確認・糾弾や暴力行為、脅迫を受けるのではないかという不安が「不適切な行政運営」「行政の主体性の欠如」の原因となっているとし、これが「同和問題に対する一般国民の拒絶反応を生む一因ともなっている。民間運動団体との関係のあり方を見直すべきである。」と指摘しています。行政が運動団体と「確認・糾弾」につながる「連携」をすることや「窓口一本化」で関係をもつことは間違っているということです。

「部会報告」は「矢田事件判決」の引用や暴力糾弾事件・「窓口一本化」裁判など多くの判決を取り入れ、解同の主張する「糾弾権」を否定します。

「(何が差別かというのは)、一義的かつ明確に判断することは難しいことである。民間運動団体が特定の主観的立場から、恣意的にその判断をおこなうことは、異なった意見を封ざる手段として利用され、結果として異なった理論や思想を持つ人々の存在さえも許さないという独善的で閉鎖的な状況を招来しかねないことは、判例の指摘するところでもあり、同和問題の解決にとって著しい阻害要因となる」

「(確認・糾弾行為について)糾弾権が存在するとの主張が一部にみられるが、糾弾権の根拠となる法律がないことは言うまでもないが、判例においてもそのような権利は認められていない。(そして確認・糾弾行為は)社会的に相当と認められる程度にとどめられるべきであり、それを超えるときは、違法な行為であり、私的制裁以外の何物でもない」

「同対審答申」(昭和 40 年 8 月)に基づいて特措法(同和对策事業特別措置法)が昭和 44 年から 54 年まで 10 年の時限法として施行され、3 年延長の後、同法の期限切れに伴い昭和 57 年から地対特措法(地域改善対策特別措置法)が 5 年の時限法で制定施行され関係施策が実施されてきました。「部会報告」は昭和 62 年 3 月に地対特措法が期限切れとなるのを前に今後の施策の在り方について出されました。部会報告は

「できる限り、一般対策の中で対応することを基本とし、特別対策として実施すべき施策は、真に必要なものに限定すべき」

と、対策事業を厳格に見直し、一般対策に移行した方が適当なものは移し、必要がなくなったものは廃止すべきであると示します。

特別措置法を時限法にしたのは、地域改善事業も結局は国民の租税負担によって行われるものであり、国民に対する行政施策の公平な適用という原則からすれば、無期限に行うべきではなく、期間を限って実施し目的が達せられれば廃止するという考え方からです。差別実態がなくなれば事業を廃止するのは当然です。特措法制定時において既に恒久法ではなく、時限法によって解決すべきであるとの

方針を明確にしていたのです。

しかしこれに対して解同は昭和 59 年から恒久法である「部落解放基本法」制定要求を打ち出し、翌 60 年には基本法の内容を法案として公表し、基本法を制定させる運動を進めます。法律の制定により同和対策事業の永続化、「差別糾弾闘争」の合法化など、差別の固定化、恒久化といった部落解放の課題解決に逆行、あるいは拡大推進する取り組みです。

#### ④ 「61年意見具申」「確認・糾弾」等の新たな課題の克服の達成は「極めて不十分」と指摘

昭和61年12月、「61年意見具申」(今後における地域改善対策について)が出されます。これは先に出された「部会報告」にもとづいて地対協がまとめたものです。この意見具申でも「特措法」施行後に行政の主体性の欠如や行き過ぎた確認・糾弾等、「新たな課題」が生じ、その問題点の是正が「意見具申」で指摘されたにもかかわらず、地対法施行後においてもこの課題の達成は「極めて不十分な状況」で、同和問題に対する根強い批判を生み、同和問題の解決を困難にし、複雑にしていること、そしてこれら「新たな課題」の克服が同和問題の解決にとって「極めて重要な課題」とであると指摘します。「61意見具申」は他にも次のことを指摘します。

「差別事件は、司法機関や法務局等の人権擁護の為の公的機関による公正中立な処理にゆだねること。それが基本的人権の尊重を重視する憲法に沿ったものであること」

「今後の同和対策について現行事業を基本的に見直し、現行事業は可能な限り一般対策へ移行することを基本とすること。真に必要な事業に限定して特別対策を実施すべきである。既に目的を達成した事業やニーズの乏しい事業は廃止すること。個人給付事業については原則廃止し、自立、向上に真に役立つものに限定すること。相談員、指導員の設置等の事業も一般対策への移行を検討すること。」

「同和教育については一般国民の中にならかなり批判的意見がみられる」として、その原因に「一部に民間運動団体が教育の場に介入し、同和教育にゆがみをもたらしていることが考えられる。」と、解同の教育介入、誤った同和教育の問題があると指摘しています。さらに同和教育を啓発活動の一環として行うためにはその前提に「教育と政治・社会運動とを明確に区別し、教育の中立性の確立のための徹底的な指導を行うことが必要である。なお、その指導に当たっては、教育の中立性を確保する方策が明確に示さざるべきである。」と教育と社会運動を明確に区別し教育の中立性を確立することの重要性をここでも繰り返し述べています。

#### ⑤ 「啓発推進指針」(地域改善対策啓発推進指針)

昭和62年3月、政府が、総務庁長官官房地域改善対策室の名で「啓発指針」(地域改善対策啓発推進指針)を出します。「啓発推進のための指針」は「59年意見具申」の提言を受けて設置した委員会で検討し、51年と61年の「意見具申」、「部会報告」を踏まえて地域改善対策室でまとめたものです。

この「啓発指針」でも「行政の主体性の欠如、同和関係者の自立・向上精神の養育の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向」を、差別意識の解消を阻害し、新たな差別意識を生む要因としてあげています。同和行政の不適正な運営等、主体性を失った行政運営が国民から不信を買い、新たな差別意識を生むということを指摘しています。「啓発指針」は他にもたくさん重要な指摘をします。しかしこれが解同の反発を呼ぶこととなります。

「(啓発に関して)国、地方公共団体、機関、民間企業等の啓発の主体は、民間運動団体の反発が仮

にあったとしても、同和問題解決のために必要な啓発は断固これを行うという毅然たる態度がなければ、国民に受け入れられる効果的な啓発を行うことはできない。」

「民間運動団体の行う意識的、無意識的啓発活動の中には同和問題解決に逆行する結果をもたらしているものがある。」

「一部の民間運動団体が自他への教育と位置付けている確認・糾弾行為も、被糾弾者を大衆の面前に引き出すことによって、また、時には大勢で激しく非難することによって、被糾弾者のみならず、一般国民に、こわいという意識とともに、接触を避けた方が賢明という意識を助長している傾向が見られる。」

「部会報告では、地域改善行政においては、特に行政の主体性を確立することが重要であり、その姿勢が貫かれなければ、新たな差別感を行政機関自らが創り出すこととなり、同和問題の解決に逆行する結果となると厳しく指摘している。61年意見具申でも『行政機関は、その基本姿勢として、常に主体性を保持し、毅然として地域改善対策等の適正な執行を行わなければならない。そのためには、行政機関は、今日、改めて民間運動団体との関係について見直すことが必要である。』と指摘している。この問題は極めて重要であるので、国は都道府県及び市町村に対して、都道府県は市町村に対して、この点に関する啓発を部会報告及び61年意見具申並びに本指針を参考としつつ積極的に行う必要がある。」

「『同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは、差別意識解消の促進を妨げている決定的要因となっている。』と 61 年意見具申でも指摘されているとおり、この課題の重要さはいくら強調しても強調しすぎることはないであろう」

「言論の自由は徹底的に尊重されなければならない。言論の自由を軽視すれば、同和問題の解決が国民的課題となることは困難である。」

「言論に対して、言論による批判に徹しないで集団による圧力に安易に訴えるならば、世論の有形無形の批判を受け、前述の新たな差別意識を助長することになることを民間運動団体も十分理解すべきであり、国及び地方公共団体はこれらに関する啓発に努める必要がある。」

「差別事件を起こしたと指摘された個人、企業等は、法務省設置法により権限を付与された法務省人権擁護局並びに法務局及び地方法務局の人権擁護(部)課の人権審判事件調査処理規程に基づいた事件処理等に従うことが法の趣旨に忠実であることである。」

「(確認・糾弾会への出席は)出席が本人の自由意思によるものであり、集団による心理的圧迫がないこと、確認糾弾の場を権威を持って取り仕切ることができる中立の立場の仲裁者がいること、冷静な客観的論議ができる環境が保障されていることの各要件がすべて満たされている必要がある。しかし、このような理想的な確認・糾弾会が開かれることは、これまで皆無に近かった。」

「差別事件を起こしたとしても、その人は個人としては無力なのであるから、差別解消という大義名分を掲げて、組織や集団の力を背景に大勢で非難するということでは、部会報告でも指摘されているとおり、私的制裁以外の何物でもないと言われても仕方がないであろう。これは、人々の尊敬を得る道ではない。」

「憲法の趣旨に従い、法を率先して遵守すべき国又は地方公共団体の職員が確認・糾弾の場に出席し、差別事件の処理を私的制裁にゆだねるがごとき印象を一般国民に与えていることは、行政職員として好ましくないことである。さらには、確認・糾弾については、民間運動団体の間にも厳しい批判があるところであり、このような場に行政職員が出席することは、行政の中立性の要請からみても、望ましくないことは明らかである。行政職員が憲法の趣旨に忠実な法の遵守と中立性の堅持を第一義とすること

なく啓発を行っても、国民の心からの受容を期待し難いのは当然である。行政が姿勢を正さずして、真の啓発はあり得ない。」

「(民間運動団体の組織力を圧力とした問題行動がみられる場合には)、行政は、自らの持てる力を十分活用し、何をおいてもこの自由な意見交換のできる環境を確立しなければすべての啓発の努力はむなしいと言っても過言ではないであろう。」

「自由な発言を保障する限り、とことんまで保障しなければならず、自らの耳に痛い批判や民間運動団体からみれば差別を拡大助長するとみられる発言も保障しなければ、本音で問題を語り合うことはできない。本音で耳に痛い批判、目先の利害に響く発言も許し合い、忍耐強くお互いに歩み寄りをしなくては、本問題の解決はない。国民と民間運動団体双方の忍耐強い協力を求めるとともに、行政は、断固として自由な意見交換のできる環境を確立しなければならない。」

言論の自由は、民主主義の根幹を成すものです。自由な意見表明や批判ができないように抑圧したり制限するのは、専制主義国家、独裁国家がすることです。同和行政に批判的な意見であっても発言は保障しなければなりません。同和行政、同和问题だけは批判は許さない、批判してはだめだというのはありえないのです。まして批判する者を糾弾するというのもっての他です。「啓発推進指針」は言論の自由の大切さを繰り返して述べています。

## ⑥ 解同の抗議

解同は「窓口一本化」訴訟で敗れ、「糾弾権」を争った矢田事件、八鹿高校暴力事件の訴訟でも次々と敗訴します。さらに「確認・糾弾」が同和问题解決を阻害する新たな課題であると、59 意見具申、部会報告、61 意見具申、啓発指針などが指摘します。

矢田刑事事件では大坂高裁判決が「糾弾は私的制裁であり、法は容認し得ない」旨判じる有罪判決を下します。(昭和56年3月) この司法判決を解同は受け入れるどころか、逆に抗議声明を発します。

「われわれは、ここに万感の怒りをこめて、抗議、糾弾するものである」「本判決は、きびしい部落差別の現実や、それに対する糾弾の必要性和差別撤廃、人権擁護の国民的な運動に背を向けた、実に反動的なものである。」(昭和 56 年 3 月 23 日付 解放新聞)

## ⑦ 八鹿高校判決は差別糾弾闘争に対する弾圧であると抗議

八鹿高校暴力事件も昭和 58 年 12 月に神戸地裁が「本件糾弾の手段、方法は重大な法秩序侵害の侵害であり、逮捕監禁罪、強要罪の違法性がないなどは到底言えない。」

旨判じ、被告全員に有罪判決を下します。昭和 63 年 3 月、第 2 審の大坂高裁もこれを支持し、

「糾弾は、もとより実定法上認められた権利ではない」と判じます。

この判決に解同はそれぞれ次のように抗議声明を発します。

「差別糾弾闘争に対する弾圧である。」(昭和 58 年 12 月 14 日付 解放新聞)

「『有罪』という不当な弾圧判決を大坂高裁もそのまま認定したことに対し、断固として抗議する」(昭和63年 4 月 11 日付 解放新聞)

「この判決は事件の発生した真の原因の解明を避けた予断と偏見によるものである。(略)われわれは、差別が存在する限り、完全解放をめざして糾弾闘争を堅持していく」(平成2年 12 月 17 日付 解

### ⑧ 部会報告への解同の反撃

昭和 61 年 8 月 5 日に出された「部会報告」について解同中央委員会は 8 月 22 日、解放新聞に「地対協部会報告に怒りを込めて抗議する」と題した抗議文を掲載します。

『報告』は『同対審答申』を無視し、糾弾闘争を否定し、解放運動を治安対策と考え『国の責務』を欠落させたもの(昭和 61 年 9 月 3 日付 解放新聞県版)

解同の抗議によって、部会報告が指摘する確認・糾弾という激しい行動形態をとる民間運動団体が「解同」であることを自ら認めたものとなりました。

糾弾を「私的制裁」、糾弾権はないと断じ、解同の「確認・糾弾」という行き過ぎた行動形態が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因とする「部会報告」は、糾弾闘争を「部落解放運動の生命ともいべき基本的な闘い」(46 回定期大会)とする解同にとって到底受け入れることのできないものです。

県連は、9 月末、「部会報告」に対する反撃態勢を整えていくことを目的とした学習会を開催し、

「この時期にこそ大々的に糾弾闘争を展開し、その有効性を社会的に明らかにしていく必要がある」と確認をします。市町村自治体や県を迫及し「部会報告」に対する見解を出させ、抗議や批判を政府や地対協にするよう迫ります。

県連の要求を受けた県東部の 15 市町村で組織する「東同対」(広島県東部同和対策連絡協議会)は 12 月 24 日付けで総務庁長官と地対協会長に、意見具申に遺憾の意を表す文書を送付します。(「東同対」は、福山市、尾道市、因島市、府中市、御調町、久井町、向島町、内海町、沼隈町、神辺町、新市町、油木町、神石町、豊松村、三和町で組織したものです。)

「(部会報告は)同和問題の早期完全解決をはかる同和行政の方向とは著しく相違しており(略)深い失望の念を禁じ得ません。」

### ⑨ 「確認・糾弾会」へ職員の参加を決めた行政

今後の同和施策がどうあるべきか、解決すべき課題は何なのかについて、59 年、61 年「意見具申」「部会報告」「啓発推進指針」は重要な指摘をしています。「行政の主体性の欠如や不適切な行政運営」、「運動団体の行き過ぎた『確認・糾弾』や団体間の激しい対抗争」、「自由な意見交換のできる環境づくり」等が解決すべき「基本的課題である」という指摘です。これらを「基本的課題」であるとしたのは、同和問題の根本的解決をしていく上で何に問題があるのか、地対協が討議・検討を重ねた中で出したものです。

そのためこれらの課題を蔑ろにしたのでは同和問題の根本的解決はできないのは言うまでもありません。しかしこの「啓発推進指針」等を市町村に反対させます。こうして啓発指針は市町村には配布されず、市民はもちろん同和教育を推進する教員、行政職員にも知らされませんでした。地方自治体が国民の知る権利の侵害を行う。戦後の日本で、国の機関が提言した重要なことを国民に伝えないという、北朝鮮か中国のような情報統制が行われていたのです。「啓発推進指針」は市町村が行う同和研修には行かされず、「死文書」「立ち枯れ状態」となりました。

そのため「啓発指針」を批判して抗議文を送った市町村では「差別発言」があると、解同と「連携」して

「確認・糾弾」会に行政職員や教員らを参加させて「総括」ということを続けます。つまり行政が行き過ぎた「確認・糾弾」の場に職員を参加させるということを行います。激しい追及や暴力行為、脅迫を受けるのではないかと不安を与える確認・糾弾会に職員を参加させる、それを行政が行うのです。

憲法や法律を率先して順守し、市民や職員の生命・安全、基本的人権を守らなければならない地方公共団体が、国の機関が出した「意見具申」「啓発推進指針」を否定し、「同和問題解決にとって著しい阻害要因となる」、「私的制裁以外の何物でもない」といわれている「確認・糾弾」の場に職員を出すということはあってはなりません。「確認・糾弾」によって職員が自殺や退職したとすれば、それは行政の責任です。しかし解同と「連携」する広島市の行政は、事件の処理を私的制裁にゆだねる愚かなことをずっと行い続けます。(続く)